

3月の休館日

4日(月) 11日(月) 17日(日) 18日(月)
21日(木・祝) 25日(月)

浪江 in 福島ライブラリー きぼう(仮設浪江町図書館)
TEL・FAX 024(573)4295 E namielib@gmail.com
〒960-0241 福島市笹谷字片目清水30-8

◆貸出冊数 1人5冊まで ◆利用時間 9時~17時
※お気軽にご利用ください。



東日本大震災・原発事故から8年

『大字誌 ふるさと請戸』 蕃山房2018



東日本大震災・原発事故から8年。平成29年3月に避難指示が一部解除され、町に帰還し生活している人もいる現在。あらためて大津波と原発事故に伴う避難指示により犠牲になられた方々のご冥福をお祈りし、「大字誌 ふるさと請戸」をご紹介します。
この本では、請戸の田植踊・出初式・浜の夏のにぎわい・鮭やな場など、懐かしいたくさんの写真とともに、忘れられない「ふるさと請戸」への思い出が語られています。そして、ふるさと請戸を、人々の暮らしを飲み込んでいった津波の写真には胸が痛みます。請戸に住んでいた人はもとより、浪江町民にとって貴重な思い出になると同時に、いつまでもふるさと請戸を忘れないでほしいと、発刊に携わった方々の強い思いを感じる1冊です。

読んでみませんか

昨年の10月、相続人以外の親族が遺産の維持・増加に貢献したと

2 特別寄与料、居住用不動産の贈与、遺留分制度の見直し等

昨年の9月、自分で遺言を書く方式の遺言(自筆証書遺言)について、遺産の内容を示した目録を自筆ではなくワープロで作成することも認められるようになったことを説明しました。この改正規定については、すでに、今年の1月13日から施行されています。また、遺言を法務局で保管してもらええる制度が創設されたことも説明しましたが、こちらは、今年の7月10日から施行されます。

1 自筆証書遺言の方式緩和等

前回までに民法の相続に関する改正のうち、主なものの説明を終えました。
今回は、これまでに説明した相続に関する改正規定の適用が開始される日(施行日)について説明します。

いつか役に立つ

法律知識

No.27



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

3 配偶者短期居住権、配偶者居住権

例えば、夫が亡くなった際、妻が夫所有の建物に住んでいた場合について、昨年の11月、少なくとも夫が亡くなってから6か月以上、妻が建物に住み続けることができるようになったこと、また、昨年の12月、遺言の定めや相続人間の合意で、妻が建物を相続しなくても妻が亡くなるまでの居住を認めることができるようになったことを説明しました。これらの規定は、来年(2020年)の4月1日から施行されます。